

葛飾区立小中学校における アレルギー疾患対応の手引き（概要版）

平成31年1月

はじめに

葛飾区では、アレルギー疾患を有する児童生徒への取り組みを、国の示す「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」を踏まえ、平成28年4月から葛飾区の実状にあった安全・確実かつ効率的な方法で取り組みを行うために、「葛飾区立小中学校におけるアレルギー疾患対応の手引き」を改訂しました。

対象者は？

アレルギー疾患を有し、保護者から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出があり、医師が学校生活において配慮・管理が必要と判断された児童生徒が対象となります。

取組みを開始・変更・解除するには？

アレルギー疾患を有する児童生徒への取組みは、医師の判断を必要とするため、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出をもって開始・変更・解除を行います。

症状などに変化があった場合はその都度提出を、また変化がない場合でも毎年1回は提出が必要となります。

アレルギー疾患に対する取組みの流れ

新入学時

入学説明会時に意向調査票を配付します。



取組みの希望

なし



対応終了

あり



意向調査票の提出



医療機関の受診

医師に学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を記入してもらうため用紙を配付



学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出

医師に作成してもらった学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を学校に提出してください。



面談の実施

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を基に、ご家庭での取り組みや要望などについて聞き取りを行います。



校内取組み内容の検討

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）と面談の結果を基に、個別取組プランを検討します。



面談の実施

個別取組プランについて、保護者に説明し、了承を得ます。



取組み開始

取組み内容が変更になった場合など、必要に応じて面談を行い、対応内容を検討します。

在校生など

医療機関の受診

医師に学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を作成してもらうため毎年受診してください。



学校給食における対応

学校給食における食物アレルギーの対応は、安全性確保のために完全除去食を原則とします。

ただし、除去をすることにより栄養が著しく不足する場合で、かつ安全性を確保した対応が可能な場合は代替食を提供します。

アレルギーの症状が重い場合、複数の原因食物がある場合及び極微量で反応が誘発される可能性がある場合は弁当対応を原則とします。

※完全除去食とは

申請のあった原因食物を加工や調理法、量などを考慮せず全て除いた学校給食のこと。

※栄養が著しく不足する場合とは

献立の中で、原因食物が主食・主菜などであり、主食・主菜を食べることができない場合をいいます。

※代替食とは

申請のあった原因食物を給食から除かれることによって、失われる栄養価を別の食品を用いて補われる学校給食のこと。

学校給食の取り組みも学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出があり、医師が学校給食について配慮・管理が必要であると診断している場合に、初めて対応を検討します。しかしながら、あまりにも除去品目が多いと、成長発達の著しい時期に栄養バランスが偏ることにもなるので、医師にご相談のうえ、食物負荷試験を実施するなど原因食物の特定を行いましょう。

学校給食以外での対応について

学校での活動については、アレルギー疾患の有無にかかわらず、すべての児童生徒が参加します。

アレルギー疾患を有する児童生徒が安全に学校生活を送るためには、下表の各アレルギー疾患と関連の深い学校での活動に対して留意する必要があります。また、本人がこのような活動に参加できない場合は、他の児童生徒からの理解を得られるような配慮も必要です。

各アレルギー疾患と関連の深い学校での活動

学校での活動	気管支ぜん息	アレルギー性皮膚炎	アレルギー性結膜炎	食物アレルギー・アトピー	アレルギー性鼻炎
1. 動物との接触を伴う活動	○	○	○		○
2. 花粉・ホコリの舞う環境での活動	○	○	○		○
3. 長時間の紫外線下での屋外活動	○	○	○		○
4. 運動（体育・クラブ活動等）	○	○	△	△	△
5. プール指導	△	○	○	△	
6. 食物・食材を扱う授業・活動		△		○	
7. 宿泊を伴う校外活動	○	○	○	○	○

○ 注意を要する活動

△ 時に注意を要する活動